

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第1回）議事録

1 日時 平成26年2月28日（金）10:00～11:45

2 場所 中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	舟田 正之	立教大学名誉教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、岩成官房参事官

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

※ 稲田内閣府特命担当大臣は、所用のため欠席。

4 会議次第

（1）開会

（2）梅溪内閣府審議官挨拶

（3）懇談会の運営について

（4）委員紹介

（5）独占禁止法と審査手続の概要の説明（公正取引委員会）

（6）懇談会の進め方について

（7）閉会

## 5 議事録

○井内独占禁止法審査手続検討室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第1回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

カメラにつきましては、御退室を願えればと思います。

(報道関係者退室)

○井内独占禁止法審査手続検討室長 内閣府で独占禁止法審査手続検討室長を務めております井内です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には御多忙のところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は稲田内閣府特命担当大臣が参加して御挨拶をする予定でしたが、国会用務のため、急遽出席できなくなりました。

開催に当たりまして、梅溪健児内閣府審議官から御挨拶を申し上げます。

○梅溪内閣府審議官 おはようございます。今、紹介いただきました内閣府審議官の梅溪でございます。

委員の皆様におかれましては、この「独占禁止法審査手続についての懇談会」の委員への御就任を御快諾いただきまして、大変ありがとうございます。御礼申し上げます。

本懇談会におきましては、経済活動の基本ルールを定める独占禁止法を運用する公正取引委員会の行政手続につきまして、委員の皆様方に御議論をお願いしたいと考えております。検討に当たりましては、我が国の法制度全般との関連も踏まえつつ、広い視点からの議論が必要であると考えております。委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門の分野での御知見を十分に発揮していただきまして、活発な御議論をお願いし、本懇談会の成果を取りまとめていただきますように私からお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○井内独占禁止法審査手続検討室長 この懇談会につきましては、お手元の資料2にございますように、昨年12月に成立いたしました独占禁止法改正法の附則におきまして、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、改正法公布後1年を目途に結論を得ると規定されていることを踏まえまして、開催するものでございます。懇談会の座長につきましては、既に稲田大臣のほうから宇賀克也委員を指名いたしておりますことを御報告申し上げます。

懇談会の委員の方々につきましては、お手元の資料1、内閣府特命担当大臣決定の紙の別紙ということでおつけしております。これを御覧いただくことで省略させていただきます。

なお、本日ですが、村上委員におかれては所用のため、御欠席となっております。

また、本日は公正取引委員会の松尾経済取引局長に御出席いただいております。

それでは、ここからの進行は宇賀座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宇賀座長 東京大学大学院法学政治学研究科で行政法を専攻しております宇賀と申しま

す。大変僭越ではございますが、大臣の御指名でございますので、座長を務めさせていただきます。

独禁法の実効性を確保するという要請も、また、被調査者に対する適正手続を保障するという要請も、いずれも重要な法益であって、その両者がうまく両立できるような結論を模索していくという困難な作業になるかと存じますが、皆様の御協力を得まして、よい結論が得られますように微力を尽くす所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は第1回の会合ですので、まず懇談会の運営規則を決定したいと存じます。案を作成しておりますので、事務局に説明させていただきます。

**○品川独占禁止法審査手続検討室参事官** 独占禁止法審査手続検討室の参事官をしております品川でございます。

それでは、お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。先ほど一部御覧いただきましたけれども、1枚目が会議次第でございますので、その後左上に番号を振ってございますが、資料1～資料6まで御用意をいたしております。お手元がないという方がおありでなければ、進めさせていただきたいと思っております。

資料4を御覧いただけますでしょうか。資料4が懇談会の運営規則の案となっておりますので、御説明をさせていただきます。

懇談会の運営規則（案）でございますが、1つは先ほど御覧いただいた資料1が大臣の決定事項でございますが、運営についてはこれに定めるもののほか、この規則の定めるところによるということでございます。

2番目でございますが、座長が懇談会の進行を務めさせていただきます。座長は座長の職務を助けるために座長代理を指名することができることになっておりまして、座長代理は座長の命により座長の職務を代理することができることとさせていただきたいと思っております。

3番目、意見の提出でございます。御都合で懇談会に欠席される方もおられるかと思っておりますけれども、そのような場合には、座長を通じて、付議される事項について書面で意見をお申し出いただくことができると考えております。

4番目、資料の公表でございます。懇談会で配布されました資料につきましては、原則として懇談会終了後、速やかに公表するという扱いにいたしたいと考えております。

その他、規則に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は座長に定めていただくということと考えてございます。

御説明は以上でございます。

**○宇賀座長** ただいまの運営規則（案）の説明につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

特段ないようでございますので、運営規則を配布資料のとおり決定させていただきたいと存じます。

次に、運営規則によりまして、座長代理を指名させていただきたいと存じます。舟田委員にお願いしたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

○舟田委員 舟田です。よろしく願いします。

○宇賀座長 では、舟田座長代理はこちらの席に御移動をお願いいたします。

(舟田委員、座長代理席に移動)

○宇賀座長 本日は第1回の会合でございますので、出席いただいている委員の皆様から自己紹介も兼ねて問題意識などをお話しさせていただきたいと存じます。1人2分を目安に御発言をお願いいたします。

それでは、舟田座長代理から座席の順番をお願いいたします。

○舟田座長代理 この問題は最初に独禁法改正が出た、もう何年前になるのでしょうか。大分前からちらほら議論してきたのですが、難しい問題で、私もここで勉強したいと思います。

1点だけ前から気になっていることがあります。資料1で事件関係人が十分な防御を行うことを確保するとなっております。この事件関係人とは何かということですが、もちろん違反行為をしたのではないかという疑いをかけられた企業や会社がメインだと思いますけれども、実際にその従業員の立場はどうなるのだろうかということが前から気になっているところです。

過去の例でも私が知っているのは防衛庁の石油談合事件で、あれは有罪になりましたけれども、若い社員が有罪になって、しかも会社から懲戒解雇に近いこととなる。そうすると違反行為があるのではないかというときから、会社と従業員との間には懲戒解雇になるかというおそれが生じていたこととなります。つまり会社側としては違反行為をしていない、コンプライアンスは十分やっていると主張します。そういう中で最初から言わば、一種の利益相反の状況が生まれる。

利益相反のことはもちろんこの手続についても、弁護士が事件の依頼を受けるかどうかというときに、利益相反があるかどうかを調べるという意味の利益相反がありますけれども、それ以外に適正手続の観点から、会社の弁護士さんが関与する場合に、会社と従業員との間の利益相反の状態、言わば実体法上、利益相反になっているかということが、適正手続を考える上で重要な点ではないかと思います。

そういう意味では私は言い過ぎかもしれませんが、この間から改正法を見ていまして、今度の改正法では、会社は自社の従業員の供述調書は見ることもできるようになって、その辺はなぜそうなったのかが分かりません。もし私が先ほど言ったような一種の利益相反関係になるのに、従業員は自分の上司に見られてしまうというのでいいのかどうか疑問です。

この問題はもちろん最初から皆さんがよく御存じのとおりで、基本問題懇談会のときもそのことについて、従業員が委縮するのではないか、だから問題だという書きぶりがあると思います。しかし、委縮するというよりは、そういう実体法上の利益相反関係にあるの

ではないかなという点を踏まえて議論すべきではないでしょうか。その辺はまだ私は思いつきなので、これからいろいろと勉強したいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、青柳委員、お願いします。

○青柳委員 日本大学法科大学院の青柳でございます。

昨年4月に教授に就任しまして、行政法等を担当いたしております。平成24年11月の定年まで裁判官の職にありました。定年前の約10年間は東京高等裁判所に勤務しておりました。その間、独禁法違反に係る審決取消請求事件及び損害賠償請求事件等、何件か担当いたしました。私と独禁法との直接の関わりというのは、その程度でございます。

この懇談会におきまして、いろいろ勉強させていただきながら、皆様とよい議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、今井委員、お願いします。

○今井委員 法政大学の今井でございます。

大学では刑事法の教育研究に従事しております。私は独禁法基本問題懇談会におきまして、専門調査員として議論に参画させていただきました。その当時から英米の刑事法にも関心があるものですから、自己負罪拒否特権ですとか弁護人に対する依頼権の問題などを勉強してきましたが、先ほど舟田委員からも御案内がありましたように、独禁法の分野における、そういった問題の解決は実体法上も大変難しいものと思っておりますので、この機会に十分勉強させていただければと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、及川委員、お願いします。

○及川委員 全国中小企業団体中央会の及川でございます。

中小企業団体という団体ですけれども、主に商店街組合とか工場団地組合とか鍍金組合とか、中小企業が集まって競争力をつけていくための団体です。団体をつくって運営支援を行う特別認可法人にいます。組合も私どもの中央会も根拠法が中小企業等協同組合法でございます。中小企業組合は独禁法の適用除外団体ということで独禁法とは切り離せない仕事に従事しております。

今回この懇談会の中に、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点という言葉がございました。この事件関係人の十分な防御ということを中心企業から見ますと、法務部門を持たない20人以下の中小企業が中小企業全体の87%、334万者あるという実態を踏まえたときに、十分な防御というのがどういうことなのかをいろいろな御相談を窓口相談等々で経験をさせていただきました。そういった現場の声をお伝えできればと思っております。よろしく願い申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、大沢委員、お願いします。

○大沢委員 読売新聞で論説委員をやっております大沢と申します。よろしくお願いたします。

私は読売新聞では社会部に長く在籍しまして、公正取引委員会が手掛ける事件も取材する機会がありました。国民の立場からすると、やはりカルテル、そういったものは非常に国民生活に大きな影響を与えるということで、新聞社としても重大な案件ということでいつも取材をしてきた次第です。

昨今、リーニエンシーとか独禁法を取り巻く改正がありまして、随分変わってきたなどいうのを感じるのですが、特にそういった中で、こういった従業員やその企業の方の防御権というのもしっかり見ていかなければいけないということは大切なことだと思いますので、少しでもそのお力になればと思っております。よろしくお願いたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、川島委員、お願いします。

○川島委員 連合の川島でございます。

まず、私ども連合から、この懇談会に参加をさせていただくということになりました。御礼申し上げたいと思います。

私ども連合は、公正な取引関係の実現に向けて、独禁法、下請法の強化ですとか、そのための公正取引委員会の強化などをこれまでも求めてまいりました。労働者、働く者の立場から、この懇談会に参加することによって、公正な取引関係の実現に少しでも貢献ができればと思っております。

2点ほど申し上げたいと思っております。まず、公正取引委員会が行う調査手続について、関係する法令などがどうなっているのかということ。その一方で、実際の調査の現場では、どのような調査が行われているのか。これらをこの懇談会の場で十分に共有することが、個別の制度運用を検討する上で重要だと考えております。

2点目ですが、これは舟田先生もおっしゃっていましたが、事件関係人といった場合に私どもの認識としては、会社の看板を背負って仕事をしている社員、従業員という立場と、労働者、生活者、一個人、泣きもすれば笑いもするといった立場、2つあるんだと思っております。この双方の立場に留意した検討が必要だと考えております。このような観点から、今後のヒアリングにおいては多様な有識者、実務家の方々からお話が伺えるように御検討をお願いしたいと思っております。

最後に、今、法制審の新時代の刑事司法制度特別部会で取調べの可視化といった検討が行われております。もちろん行政と刑事という違いを十分念頭に置いた上でという前提つきではありますけれども、こうした審議会における議論経過なども参照することが有益だと思っておりますので、申し添えます。よろしくお願いたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、河野委員、お願いします。

○河野委員 皆さん、おはようございます。全国消費者団体連絡会事務局長の河野と申し

ます。

私の所属している消費者団体は、今現在、会員が45団体ありまして、全国組織、それから地方で活動している組織。そういったところの消費者団体の連絡会というところでございます。創設は1957年でそろそろ60年近くになります。消費者団体と申しますと当然のことながら、公正取引委員会さんの本来持っていらっしゃる業務には非常に期待するところでありまして、企業の競争によって、よりよい商品をより安く消費者に提供するという努力が損なわれずに公正な市場が成立して、私たち消費者が安心して消費行動を行うことは、私たち消費者にとっても国民にとっても非常に大事な部分だと思っております。

平成21年6月に独占禁止法の改正が行われました。その附則と附帯決議をもとに、このたび審判制度が廃止に至ったと理解しております。私たち全国消団連では、それ以前から審判制度廃止に関しましては、公正取引委員会の独立性と執行力を弱めることになるのではないかと、ひいては消費者利益に反するという立場になるのではないかとということで、一貫して反対してまいったところでございます。

このたび、さらなる制度の緩和策が検討されるというふうに私自身は懸念しておりますけれども、最近でも報道によりますと、電気料金の値上げに関して、実際は随契から競争入札に移って、私たち消費者にとってみると、よりよい方向に行くのかなと思っていまして、例えば東電の送配電の談合ですとか、関電さんもそうですし、北陸新幹線の官製談合等も報道されています。なかなかこういった事例は後を絶たないんだと消費者側からは見ております。

今回の検討が、公正取引委員会が日本の市場において果たしてきた本来の目的を損なうことにならないように、また、公正で透明性のある市場の確保を望む立場から、消費者としてしっかり勉強して意見を申し上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 榊原でございます。おはようございます。

私はパナソニックに勤務をしております。普段は知的財産法をメインに仕事をしております。本日は経団連のほうから経済界の代表として、この会議に参加をさせていただいておりますので、経済界の意見を主に申し上げておきたいと思っております。たくさんございますので、座ったままで失礼いたします。

幾つか経済界でアンケートをとったり、訴訟代理人をしている弁護士の方からも多く意見を代弁してほしいという声がありまして、例えばですけれども、具体的な話になりますが、立入検査に際して、その検査の性格が、やはり企業の担当者は法律の知識がある方が少ないので分からないということで、任意だとか間接強制だということはもちろん分からないで、そもそもどの事実について違法であると言われていたのかも分かりませんので、がさっと資料を公取の方に持って行かれてしまうそうです。アドレス帳なども含まれていた

りとか、実際には事件に関係のないものも持って行かれるとしても、何を持って行っていかどうかの判断がつかないので、刑事事件の令状主義とかであれば、ある程度関係ないものは関係ないということが分かると思うんですけども、それが分からないという意見が非常に多くて、そのときにコピーを要求するというのもなかなかできない。そういうことを申し上げたりもできないような状況にあるということのようです。

その後、取調べ段階になってきて、事件が進んできて、その謄写を請求したりということもあるようですけれども、実際には公取でコピー機を貸していただけないということもあって、何千ページと持って行かれたものを、自分でコピー機を企業の担当者ないしは法律事務所の事務員が持って行かないとコピーができないというような実情で、実際にも最近の例でスキャナとパソコンを持ち込んで一生懸命コピーをしたという例があるんですけども、スキャナは皆さん御存じのとおり、非常に時間がかかる。それで何日間も会議室を借りてコピーをしたというような例もございます。

防御について、なかなか実情はできないということです。当社の例でも公取の方が使っておられるときは資料の閲覧を当社はさせていただけなかったということで、全てをいつも使っておられるとは思わないのですけれども、1週間、2週間も待たされたというようなこともあるという話です。

あとは事前の告知についても口頭でなされるので、一体どの事実について公取がストーリーとして証明をしようとしているのかも分からないということで、やむなく公取のストーリーを知るために審判を請求しているというような不思議な状況に過去なっていたということは言われています。やはり今、言ったようなことも弁護士立会権などがあれば、恐らく大分改善されるのではないかと思いますけれども、立入りのときにコピーをしようとしても、知識のある人がいないのでコピーを要求できないであるとか、そういう状況にあるので、弁護士が立ち会っていれば、少しは違うのだろうかと思います。

取調べについても、先ほど従業員の方の利益相反の話がありましたけれども、本当にそのとおりで、自分がしゃべらないとリーニエンシーが利用できないのではないとか、そういうふうな誤導のような発言も公取の方がされたりしているというようなことも実際にアンケート結果では出てきていまして、個人、従業員と会社の立場を整理しなければいけないという問題もありますし、黙秘権とか自己負罪拒否特権とか、そういったものがあれば少しは違うと思いますけれども、そういうものもないということです。権利が、そういう謄写請求権とか黙秘権とかが仮に完全に認められたとしても、告知義務がなければ、結局知らない人は要求をしないということにもなるので、告知義務みたいなものも一緒に必要だろうと思います。

あとは弁護士依頼者間の秘匿特権についても非常に経済界から心配をしている声が上がっていきまして、今、国際競争をグローバル企業は皆やっていて、公取のほうの事件でも国際カルテルとなってきたと思うんですけども、海外の実務家からすると弁護士立会権とか秘匿特権がないということは非常にびっくりされる。私も正直、日本の制度が少し



恥ずかしいというようなことも感じます。

最近米国の裁判所からディスカバリーのリクエストに対しては資料の提供を拒否されたと聞いておりますけれども、当局間でどういうふうになされているのでしょうか。そういった実態もいろいろな課題について検討する前提として教えていただかないといけないと思います。

今いろいろな論点を申し上げたのですけれども、それぞれについて、その場その場で大分違うそうです。事件によって違うそうです。独禁法の専門家である代理人がついている事件については、非常に公取の方の対応がいいそうです。代理人がついていないような事例では、今、言ったようなことが起こっているということもあるので、運用でまちまちというのが、何かその運用マニュアルがあるのであれば、やはり開示をしていただきたいですし、実態についてもどうしてそういうことが起こっているのかということ、防止する以前の問題として示していただけないかなと思います。

警告についても争うことができないというか、違法と確定しているわけではないんですけれども、レピュテーションリスクということがあるので、双方の主張を掲載していただくとか、何らかの措置を期待したいという意見がございます。

一件記録について、自分の供述証書の交付請求という話も先ほどありましたけれども、例えば違反事実を否定するような証拠とかについても、やはり開示ないしは謄写を認めていただきたいという意見がございます。

大体以上でございます。長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、泉水委員、お願いします。

○泉水委員 神戸大学大学院法学研究科の泉水と申します。

経済法、独占禁止法を専門としております。独占禁止法につきましては、リーニエンシー制度が導入されてから十年近く経ったわけですが、私も実は2003年にリーニエンシー制度の導入が議論された際に海外調査をさせられたことがございますが、当時から独禁法の実体規定やエンフォースメント、とりわけ課徴金制度を含めたエンフォースメントが随分と変わったわけでありますが、このような中でこのテーマは重要であり続けますます重要になっていると思っております。

ただ、もう既に各論の話もいろいろと出てきておりますが、附帯決議と附則を見ても、例えば附則には「我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ」ということが書いてあり、他方附帯決議においては「諸外国の事例を参考にしつつ」と書いてありまして、それぞれの論点についてこの我が国の他の行政手続と諸外国の事例の両方を見ながら見ていくことは、それぞれが随分難しいですし、さらに、先ほど出てきたいろいろな論点はそれぞれが国内、外国のそれぞれの制度や事情とリンクしておりまして、なかなか難しい複雑な問題であると考えております。

これからほぼ1年間になるかと思っておりますけれども、勉強させていただき、何らかの貢献

をさせていただければと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、中川委員、お願いします。

○中川委員 神戸大学の中川でございます。

行政法が専門でございます、行政法ですから2つの視点を持っています。1つは行政調査権限一般を視野に置きながら、その中でどのくらいまで独禁法の調査権限における手続的公正を追究すべきかという話が1つあります。もう一つは、諸外国との相場観ですね。そういった観点から関心を持っております。

独禁法に関しましては、先ほど座長代理の舟田先生、今井委員から御指摘のありました基本問題懇談会のときに参加させていただきまして、それ以来、行政手続面あるいは訴訟手続面でずっと関心を持っておりました。

行政調査に関しましては、実は行政法の分野では余り成果のない分野です。私はたまたま、行政調査関係で東京地裁に意見書を書くことがあったのですが、これは健康保険法の調査に対して弁護士と同席を認めるかというのが1つの論点だったものであります。そのとき、実態もいろいろ伺ったり、あるいは文献も調べてみたのですが、判例も調べてみましたが、非常に少ない。そして、実態も弁護士と同席を認めるところもあれば、認めないこともあるようで様々です。特に権利としては認めていないのですが、実態は実に様々であるということが分かりました。

基本問題懇談会のときに外国法制も少し調査があったのですが、これもまた非常に複雑でありまして、秘匿特権あるいは専門家の位置づけというのが国によって様々で、これはいわゆる法文化的な背景がございまして、どのように日本に持ってくるのがいいのかというのが本当に悩ましい問題であったということをお記憶しております。そうしたわけで、ほかの行政調査権限や、ほかの国という意味で視野を広げなければいけませんので、非常に難しい問題であると覚悟をしております。

どのくらいお役に立てるか分かりませんが、努力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、三村委員、お願いします。

○三村委員 青山学院大学の三村でございます。

実は、私はこの独禁法そのものの専門家ではございません。ただ、私の関係しておりますのが、いわゆる流通あるいはマーケティング分野でありまして、基本的には特に独禁法の不公正取引のことが非常に大きく関係しているということがございました。その意味でも少し関心は持ってきたということでございます。独禁法の運用が非常に強化される中で、恐らく出てきた問題が大きいのではないかという感じがしています。

特に不公正取引の問題となりますと非常にグレーゾーンが多いということで、恐らく相当に調査が難しい中で運用されていると思っておりますし、今回の調査手続の改善という

のが、公正取引委員会の調査そのものの有効性とか実効性を高めるという形の中に結びついていただければ、全体としてありがたいのではないかという感じがいたします。

実際のところ、実は独占禁止法が強化されて、例えば優越的地位の濫用にも課徴金制度が導入されたということで、一種の歯止め効果とか抑止効果が高まってきたということですが、実はそういうことで取り上げられるようなものではなく、非常に多くの状況がございます。その状況の中で、しかしながらグレーであるんだけど、できるだけそれを抑止しながら、できるだけそれを観察しながらという形の中においても独禁法がやはり大きな役割を果たしてきたということでもありますので、そういう意味での調査の有効性を高めるという関連をつけながら、この議論を進めていただければありがたいかなと思っております。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、矢吹委員、お願いします。

○矢吹委員 弁護士の矢吹です。よろしく申し上げます。

私は日本弁護士連合会の独占禁止法改正問題ワーキンググループの事務局長ということで多分選任されたのだと思います。他方、一橋大学大学院で独禁法、競争法の教鞭もとっていますので、そちらの立場からも御意見を言えればと思います。

日弁連では基本問題懇談会のおきからこの改正問題はずっと関与しておりまして、意見書も数々出させていただいています。次回の改正に向けては、取締りの可視化、弁護士依頼者秘匿特権、証拠開示という問題を中心に意見書を出していますが、これからはまた日弁連として次回の改正問題に関する意見書を出させていただこうと思っています。

私の視点は、やはり他の行政法、刑法等の整合性をいかに出すかというところ、すなわち、これは独禁法ではリーニエンシーがかなり利用されて、これが審査に相当役立っているところの特殊性があるところをどのように考えるかという点が1点あります。

衆議院の附帯決議に出ている他国との整合性という問題も2点目の検討課題です。他国ではかなり審査、それから罰則が強化されていて、自動車部品のカルテルでは29人も日本人がアメリカの刑務所に1年以上収監されている、ないしは収監されるという現実があります。他方、それぞれの個人にはもちろん弁護士がついていて、調査の段階から弁護士をつけるように、むしろ司法省のほうから言われており、被疑者の権利と罰則の強化ということの整合性をとっています。

そこをどのように日本の制度の中で受け入れていくかということだと思います。その点で実効性のある審査ということも、本件でどこまで話の範囲を考えるかということにも関係しますが、私としては今後の課題としてはあるのではないかと思います。やはり例えばアメリカで、ヨーロッパでもそうですが、いかに当局のほうに協力するかということで、罰金の価格が決まるようなところもありまして、そういった協力に応じる幅というのが公取にあってもいいのかもしれないし、更に課徴金の裁量性ということも言われて

おり、ここの議論の範囲ではないかもしれませんが、今後の課題であると思っています。

以上の視点を持ちまして参加をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、次に、独占禁止法と審査手続の概要の説明でございます。これは今後、公正取引委員会の審査手続についての検討を進める際に、議論の前提として委員の皆様にご知っておいていただくことが必要な制度や事実関係などを公正取引委員会からお話しいただくという趣旨でございます。

それでは、公正取引委員会から説明をお願いします。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 公正取引委員会の経済取引局長の松尾でございます。よろしくお願いたします。説明は座ってやらさせていただきます。

お手元に配布しております資料5、横長の資料でございますが、これに基づいて御説明させていただきます。

今回のこの懇談会におきましては、独占禁止法の審査手続の在り方を検討することとなっておりますが、今、座長のほうからも御発言がありましたように、そもそも独占禁止法とはどのような法律かというところから資料を用意させていただいております。

1 ページ、独占禁止法の目的として、独占禁止法の第1条の目的規定を記載させていただいております。独禁法を一言で申し上げますと、公正かつ自由な競争の促進を図るための法律であるということになります。公正かつ自由な競争を促進するということは、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることでありまして、市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者は自らの創意工夫によって、より良質で廉価な商品・サービスを提供して売上を伸ばそうといたしますし、設備投資を行うなど、事業活動を活性化させていくことにつながっていくこととなります。このような事業者間の競争によりまして、消費者のニーズに見合ったサービスを選択できるようになります。

この結果、1 ページ目の上段のほうに記載されておりますとおり、「一般消費者の利益の確保」、「国民経済の民主的で健全な発達」ということが達成されていくということでございます。

このような基本的な考え方のもとにおきまして、公正かつ自由な競争が制限されたり、あるいは阻害されたりしないよう、企業が守るべき取引のルールを定めたものが独占禁止法でございます。このページの一番下に記載してございまして、「不当な取引制限の禁止」、「私的独占の禁止」、「不公正な取引方法の禁止」、これらを禁止することによりまして、公正かつ自由な競争を維持促進していこうということに努めておるところでございます。

2 ページ、今、申しました独占禁止法の禁止規定でございます。

まず、不当な取引制限でございます。これはいわゆるカルテルと呼ばれるものが典型例でございます。典型的には同業者間で価格について話し合いをして、一斉に値上げをする

といった行為がこれに該当するものでございます。また、入札談合も独禁法上は、この不当な取引制限の一例として規制されておるところでございます。

続きまして、私的独占でございます。これは典型的には、市場における有力な事業者が同業者を支配下に置く、あるいは新規参入事業者や競争事業者を排除することで、競争を実質的に制限する。こういった行為でございます。競争機能が損なわれる、競争が実質的に制限されるという点では、不当な取引制限と私的独占は同じということになります。

続いて、不公正な取引方法でございます。これは公正な競争を阻害するおそれがある行為、つまり、不当な取引制限や私的独占よりも競争への実際の影響は小さい段階で規制する必要のある行為等を規制しようとするものでございます。ここに記載されてございます共同の取引拒絶等の5つの行為類型につきましては、独占禁止法において、その具体的内容が法定されておるところでございます。また、このほかにも公正取引委員会が指定する類型がございまして、全ての事業者に適用される一般指定、特定の業種に適用される特殊指定というものがございます。

最後に、競争制限的な企業結合でございます。これは合併等の企業間の結合によって、市場の構造それ自体が変化して、競争が実質的に制限された結果、消費者や需要者が不利益を受けるということになってはいけないという観点から、そのような競争制限的な企業結合を禁止するための規制でございます。

また、企業結合規制はこれまで説明してまいりました不当な取引制限、私的独占等とは異なりまして、いわゆる事前規制ということになっておりまして、一定の規模以上の企業結合につきましては、公正取引委員会へ事前の届出義務を課しておりまして、競争が実質的に制限されることとならないかどうかを公取が事前に審査をしておるところでございます。

以上が独占禁止法における主な禁止規定といたしまして、4つの類型を御紹介させていただきましたが、3ページ以降の説明につきましては、この中から不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法、これらの規制ということを念頭に置いて説明させていただくことにいたします。

3ページ、ここに書いてございますのは、事業者が独占禁止法の禁止規定に違反した場合の公正取引委員会による措置についてでございます。公正取引委員会による措置といたしましては、基本的には違反事業者に対して排除措置命令という行政処分を行うことによって違反行為を排除し、競争を回復させるということが、ここに書いてございます全ての禁止規定に共通した対応となっております。ところでございます。

それに加えて、不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法の一部、ここに書いてございます類型でございますが、これらにつきましては課徴金納付命令という行政処分も併せて行うということになっております。課徴金納付命令は違反行為の抑止を図る観点から、法令で定められた方法で算定された額を国庫に納付するよう命じる金銭的な不利益処分でございます。

具体的な課徴金の算定方法につきましては、この表の下に記載してございますとおり、個別の事業者ごとに違反行為が行われていた期間中の違反行為の対象となった商品、役務の売上額等を算定し、その金額に上記表に記載されている算定率を乗じて得た額を義務的に賦課するということとなります。

この課徴金額の算定につきましては、違反行為が認定できれば自動的に算定されるというものではなく、違反行為の対象となった商品・役務の範囲、違反行為の始期・終期、違反事業者の規模・業種、さらに、下の注に記載しておりますように、主導的な役割を果たしていたかなど事実を含め、課徴金納付を命ずるために詳細な事実認定が必要となるということになってございます。

具体的に言いますと、例えば入札談合事件であれば、個別の入札物件ごとにその物件が違反行為の対象であったか否か。また、価格カルテル事件であれば、取引先ごとにその商品が違反行為の対象であったか否か。こういったものについて、更に詳しく判断を行っていくということになるわけでございます。

後ほど御説明いたしますが、違反行為の有無を争う事業者だけではなくて、課徴金納付命令に不服を持った事業者による審判件数も相当の数となっております。課徴金納付命令を行う事案の立証に関しましては、当委員会としてもかなりの苦勞をしておりまして、物証を一つ一つ積み上げていくといった作業を行っているというのが実情でございます。

なお、これらの行政処分以外に表の右側でございますが、不当な取引制限と私的独占につきましては、刑事罰の対象にもなり得るものということになっております。ただし、公正取引委員会といたしましては、行政処分による対応を主と考えておりまして、悪質重大な事件等については刑事告発をするという、いわゆる告発方針というものを公表しているところでございます。

なお、参考といたしまして、このページの右側に EU と米国のカルテル等に対する制裁金・罰金の算定方法について記載しております。カルテル等の違反行為に対し、EU におきましては日本の課徴金と同様の行政処分としての制裁金。また、下の米国におきましては、刑事罰としての罰金を科すことができることとなっておりますところでございます。

それらの上限といたしましては、日本の課徴金と比べて非常に高いものとなっております。また、EU や米国の制度は日本の義務的、画一的な課徴金制度とは異なっておりまして、当局の調査に対する企業の協力の程度とか、非協力・妨害の程度、違反行為の重大性等、様々な要素を勘案して、その上限はありますが、当局が裁量的な制裁金や罰金の水準を決定できるというような仕組みになっておるところでございます。

したがって、これらの制度のもとでは、当局が協力・非協力の程度、情報の価値・重要性を評価し制裁金の金額を裁量により決定することができるため、事業者に対しましても、少しでも早く、より重要な情報を幅広く継続的に当局へ提供しようとするインセンティブが働く仕組みということになっておるところでございます。

4 ページ、次に、課徴金減免制度について御説明したいと思います。カルテルや入札談

合といった行為につきましては、通常は秘密裏に行われるという問題がありまして、これを外部から発見することは非常に難しい作業になるということがございます。このため、カルテル等の発見を容易にする観点から、違反行為を行った事業者自身が違反行為を行っていたことを自主的に公正取引委員会に報告した場合には、課徴金の支払いを全額免除したり、一部減額したりする、いわゆる課徴金減免制度が平成 17 年改正におきまして、導入されたところでございます。

この課徴金減免制度を平成 18 年 1 月から運用を開始しておりますが、その後、平成 21 年の改正におきましても、対象事業者数を最大 3 社から 5 社までに拡大する。さらに、同一企業グループ内であれば、複数事業者が共同して申請できるというような仕組みに改善していったところでございます。

この課徴金減免制度の実際の利用状況でございますが、平均いたしますと年間 100 件前後の申請が行われているところでございまして、端緒の発見という観点から見ると相応の効果を上げている状況でございます。なお、この課徴金減免制度のようなカルテル等の事実を自ら当局に申告した事業者について、金銭的不利益処分等を減免する制度というのは、我が国だけではなく、世界の多くの国や地域で導入されておりまして、これらは一般的にリーニエンシー制度と呼ばれております。

参考といたしまして、4 ページの下のほうに、米国、EU のリーニエンシー制度について載せさせていただいております。これらの制度は日本の課徴金減免制度と大きな違いがございまして、1 番目の申請者に対しましては、制裁金や罰金を免除する点においては、EU、米国、日本も同様であります。2 番目以降の申請者の減額率については、日本では公正取引委員会の調査開始前の 2 番目の申請者であれば、50%、3 番目なら 30% というように法律で定められた減額率が画一的に適用されるのに対しまして、EU におきましてはここに書いてございますように、全体で 2 番目の申請者でありますと 30~50% までの範囲、3 番目であれば 20~30% までの範囲といったように順位に応じた減額率は幅をもって定められておりまして、当局に提出した証拠の付加価値、調査への貢献度等も考慮して、この幅の中で当局が裁量的に減額率を決定できるというような仕組みになってございます。

また、米国におきましては、リーニエンシーの対象となる事業者は 1 社のみでございまして、2 番目以降の申請者でありましても当局へ協力を行うことを前提に、その内容程度等に応じて、司法取引によって罰金額の減額等が行われているところでございます。

このように EU や米国の制度のもとでは、事件が終了するまでの間、リーニエンシー申請者は当局の調査に対して全面的かつ継続的な協力を行おうとするインセンティブがあるものとなっております。この点、我が国の課徴金減免制度におきましては、法令で定められた要件を満たすことで適用が認められる。課徴金の減額率は申請後の調査協力の程度にかかわらず、申請順位によって一定率に固定化されるということになっております。

このため、事業者側に見ますと、減免申請の要件を満たすのに必要と考えられる最低限の事実以上の情報を当局に提供しようとするインセンティブはなかなか働きにくいと

というような状況になっておるところでございます。

5 ページ、実際の独占禁止法違反事件の処理状況でございます。平成 24 年度におきましては、左側は法的措置件数でございます。これは排除措置命令の件数でございますが、平成 24 年度におきましては延べ 126 名の事業者に対して、20 件の法的措置を採ったところでございます。

次に右側、課徴金の額でございます。平成 24 年度におきましては、延べ 113 名の事業者に対して、約 250 億円の課徴金の納付を命じておるところでございます。若干の増減はございますが、総額 200 億円以上の水準が最近ずっと続いているというような状況でございます。

この水準につきましては、課徴金減免制度の導入前よりは高いものとなっております、それは減免申請のなされた大型のカルテル・談合事件、こういったものを取り締まってきたことの現れではないかと考えてございます。ただし、後ほど述べますが、EU や米国と比べると、この課徴金額の水準は決して高くない。むしろ、まだ低いと言わざるを得ないのかなというような状況にあるところでございます。

6 ページ、審判手続の開始件数の状況について御説明いたします。現行の審判制度は公正取引委員会が行った排除措置命令や課徴金納付命令等の行政処分不服があるものが審判請求を行いまして、当該処分不服を争うものでございます。この審判制度につきましては、これも後ほど御説明いたしますが、平成 25 年の独禁法改正法により廃止されることとなっております、現在係属しております審判等が終了するまでは存置されるということでございます。

審判手続の開始件数は、その法的措置件数や名宛人の数、事件の内容によって、様々な要因によって変動するものでございますが、棒グラフで記載しておりますとおり、平成 18 年 1 月に課徴金減免制度が導入されたわけでございますが、それ以後におきましても審判が減少しているというような状況にはございません。課徴金減免申請を行った事業者は違反行為を自ら報告しているため、審判で争わないのではないかと。あるいは当該事業者から違反行為に係る情報を入手できることによって、公取の違反行為の立証が容易になって他の事業者も審判で争うことをあきらめるのではないかとこのように考えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、実態といたしましては、その課徴金減免申請を行って課徴金の減額を受けた事業者であっても、違反行為の認定自体に不服がある、また、違反行為の認定には不服はないけれども、課徴金額等には不服があるとして、課徴金納付命令の内容を審判で争う。こういった事例は少なからず存在するところでございます。

また、減免の適用を受けない事業者は、通常の事件と全く同様に審判請求を行ってくるということございまして、減免申請に係る事件であるからといって、詳細な事実の立証が不要になるというような状況にはございません。

このように課徴金減免制度の導入によって従来一般からの申告と比べれば、各段に詳しい端緒情報が得られるようになったことは確かでございますが、減免申請者から得られ



る情報だけで審判、訴訟に耐え得る行政処分を行えるものではなく、公取の審査官が労力をかけて物証と供述を丁寧に積み重ねる立証が引き続き必要な状況というものは変わっていないというのが現状でございます。

7 ページ、先ほども触れましたカルテル、談合事件の処理状況ということで、金銭的不利益処分等の国際比較ということで、このページを用意させていただいております。先ほども申しましたように、我が国の課徴金の額も近年の独禁法の改正によって算定率が引き上げられてきておりますところではありますが、この表1、表2などを見ていただくと分かりますとおり、日本の課徴金の水準は米国やEUと比較しますと低い水準にとどまっております。特にカルテル、入札談合といった、いわゆるハードコアカルテルに対しては、米国及びEUにおいては下の段の表にございますとおり、日本企業を含む各国企業に対しまして、非常に高額な罰金又は制裁金が課せられているところでございます。

8 ページ、次に先ほど触れました審判制度の廃止について御説明させていただきたいと思っております。昨年の臨時国会で審判制度の廃止を内容とする独占禁止法改正法が成立したところでございますが、その概要について説明させていただきます。

資料の一番左側に現行の手続を記載しておりますが、現行の手続におきましては、審判手続が公取の行政処分に対して不服があるものの第一審に相当するものとして機能しておりますところでございます。当該審判手続を経て出される審決に対する抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するものとされております。

これに対しまして、今般の改正により審判手続が廃止されることとなりましたので、廃止後の手続というのが一番右側に書いてあるとおりでございますが、今後は一般の行政処分と同様に第一審機能は東京地方裁判所に委ねることとなりました。従来は公正取引委員会の専門的な知見を生かした審判の結果というのは、実質的な証拠がある限り、裁判所もこれを尊重するという実質的証拠法則がありました。今後は裁判官に一から判断していただく形となりますので、公取としても従来以上に丁寧な立証が求められていくことになるものと考えてございます。

また、審判制度の廃止に伴いまして、公正取引委員会による最終的な判断が排除措置命令において示されることとなるため、より慎重な判断基準に基づいて命令を行うことに資するという観点から、従来より手厚い処分前手続といたしまして、公正取引委員会が指定する職員が主宰する意見聴取手続、右側の上のボックスにございますが、これが整備されることになりました。

この意見聴取手続におきましては、公正取引委員会が認定した事実を立証する証拠、物証、供述のような証拠の閲覧・謄写を認めることになっておりますが、これについては命令の名宛人となるべき事業者が求めた場合に認めることとしております。この点は供述調書の作成時点では供述人や事業者から写しの交付を認められても、現状は認めていないという運用を行っているところでございまして、矛盾する印象をお受けになる方もいらっしゃるかもしれません。

しかしながら、これは審査中の供述調書の写しを交付することにつきましては、口裏合わせなどを容易にするなど、実態解明への影響が大きいと認められていないということをごさいます。これに対しまして意見聴取手続の段階では、通常は違反行為の実態解明のための審査活動は既に終えているという状況でございますので、行政処分的前提となる事実認定の根拠を確認して、十分な意見を述べられるように配慮した制度としたものでございます。

なお、意見聴取手続におきましては、代理人が参加することが可能となっております。この点も供述聴取への弁護士立会いは実態解明への影響が大きいと認められていないということに対しまして、意見聴取手続は既に解明された実態を踏まえた行政処分の案に対しまして、被処分予定者である事業者が意見を述べるための手続ということでございますので、代理人の支援を得て十分な意見が述べられるよう、従前の事前手続から認めておるところでございます。改正後の意見聴取手続におきましても審査官への質問や意見陳述において、代理人が一定の役割を果たされるものと考えているところでございます。

なお、この法律の施行日でございますが、昨年12月13日に公布されてございますが、公布後1年6か月を超えない範囲で、政令で定める日とされておりますところ、具体的には当委員会や裁判所側の準備もありますので、そういった点を踏まえて今後定めることとしておるところでございます。

9ページ、独占禁止法違反事件の処理手続の流れということで資料を作成させていただいております。公正取引委員会が行う事件処理の流れといたしましては、ここにありますように大きく2つに分かれまして、まず、実態解明のプロセス。次に行政処分とその確定までのプロセスと大きく2つに分かれております。実際の流れに沿って、説明をいたしたいと思っております。

公正取引委員会では独占禁止法違反の疑いのある事実を発見するために、様々な情報を収集しておりますが、事件調査を開始する手掛かりとなる違反行為に関する情報を一番左側のボックスに記載してありますとおり、端緒と呼んでおります。この端緒につきましては、公取が独自に収集する職権探知、一般の方からの報告（申告）、課徴金減免制度に基づく申請、こういったものがございます。

このような端緒から違反行為の存在を疑うに足りる事実があると判断した場合、公取といたしましては、更に詳しく調査を行うため、右側の行政調査を開始することになります。左から2つ目のボックスですが、その行政調査につきましては、独占禁止法第47条、下のほうに抜粋して載せてございますが、この独禁法第47条に基づく権限を行使して行う場合と、法的権限を行使することなく関係者の任意の協力を得て行う任意調査とがございます。

前者の法的権限に基づく調査につきましては、これに従わない場合は刑事罰の対象となり得るという、いわゆる間接強制により実効性の確保を図る制度となっております。排除措置命令等の法的措置を目途に調査を行おうとする場合には、このような間接強制権限、独禁法第47条の権限を行使するのが通常でございます。

これらの調査の結果、公正取引委員会が排除措置命令を行おうとする場合には、現行法では排除措置命令等の名宛人となるべき者に対して事前通知を行い、意見陳述、証拠の提出の機会を与えておるところでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、改正法施行後におきましては、より手厚い事前手続としての意見聴取手続を実施することとなります。公正取引委員会はこれらの処分前手続に出された意見や証拠等を参酌しても、なお排除措置命令等の必要性を認めた場合におきましては、最終的に排除措置命令、課徴金納付命令という行政処分を行うこととなります。

10 ページ、今、事件処理手続の全体の流れについて御説明いたしました。10 ページにおきましては、今回の懇談会のテーマとなります行政調査手続に係る部分に焦点を当てて御説明させていただきたいと思っております。不当な取引制限、私的独占等の違反被疑行為があった場合には、資料の左側の縦長のボックスにありますとおり、通常はまず事業者のオフィス等に立入検査を行いまして、事業者が保有している関係書類、いわゆる物証の収集等を行うこととなります。

実際の立入検査は審査官が関係事業者の事務所や営業所を訪れまして、相手方の責任者に対し、違反被疑事実の要旨や関係法条等を記載した文書を交付し、当該責任者の同意を得てから開始しておるところでございます。その後、審査官が関係書類等を検査の上、事件調査に必要となるものについては提出命令を出し、原本を留置しております。ただし、事業者の事業活動に配慮いたしまして、事件審査に特に支障が生じない範囲におきましては、提出後におきましても自社が提出した当該物件の閲覧・謄写をすることは可能ということになっております。

立入検査で物証等を収集した後、審尋あるいは供述聴取を行うとともに、報告命令あるいは報告依頼などを行うことが一般的ですが、順番が一律に決まっているというのではなく、事案ごとに適切な順番で実施しておるところでございます。

審尋・供述聴取について説明いたします。資料の右側上段のボックスでございます。

違反被疑事業者の従業員等から事情聴取を行うに当たりましては、審尋、これは出頭命令を行った上で聴取を行うものでございまして、不陳述や虚偽陳述等につきましては、罰則の対象となるものでございます。この審尋と違反被疑事業者の同意に基づく任意の供述聴取とがございまして、多くの場合は強制力を伴う審尋ではなく、任意の供述聴取ということで事情聴取を行っておるところでございます。

審尋、供述聴取の実施方法でございますが、対象者は違反被疑事業者の従業員や役員、取引先の従業員や発注官庁の職員等を対象とすることが多うございます。1 事件につき数十名に対し聴取を行うこともございます。聴取の場所につきましては、通常は対象者に公正取引委員会、これは地方事務所も含めてということでございますが、公正取引委員会への出頭を求めまして、その庁舎内で聴取をしておるところでございます。ただし、対象者が遠隔地にいる場合などにつきましては、民間の会議室を借りるなどして聴取を行うこともございます。

頻度と時間につきましては、供述人は必ずしも最初から素直に話してくれる方ばかりということでもございませんで、特に違反被疑事業者の従業員につきましては、事実関係を慎重に把握する必要がございますので、通常は1回で聴取が終了するというのではなく、同じ人物から複数回聴取を行うことが多い状況となっております。

また、基本的には対象者の勤務時間内に聴取を終えるようにしておりますが、仮に聴取が長引き、勤務時間を超えるような場合におきましては、供述人の同意を得た上で実施をしておるところでございます。さらに、聴取が数時間にわたる場合などにつきましては、必要に応じて休憩や食事時間を確保しているところでございます。

続いて、聴取を行った場合の記録の方法でございますが、供述聴取の場合には通常は独白形式の供述調書を、審尋を行った場合には通常は問答形式の審尋調書をそれぞれ作成しておるところでございます。これらはいずれにつきましても、供述人に読み聞かせ、閲読させた上で署名・押印を求めているところございまして、供述した内容に間違いがないことを供述人本人が確認した上で証拠化を図っているところでございます。

次に、下段の報告命令及び報告依頼でございます。これは当委員会が違反行為を立証するために必要と考えるデータ類、例えば課徴金の算定に必要な個々の入札事案における落札金額などがございまして、こういった客観的な情報について、報告書の回答様式を公取において、あらかじめ作成した上で、違反被疑事業者や取引先等に送付いたしまして、一定の期間内にその報告を求めているところでございます。

最終的に立入検査で得た物証と供述聴取で得た供述調書を中心とする証拠全体によりまして、公正取引委員会として行政処分を行うに足る水準まで違反事実の解明・立証ができたと判断したところで排除措置命令、課徴金納付命令のそれぞれの案を作成いたしまして、事件の処理内容を決定していくということになります。

11 ページ、調査権限の必要性・重要性について御説明させていただきます。冒頭に申し上げましたとおり、自由かつ公正な競争を促進して消費者の利益を増進するためには、独占禁止法違反行為を排除して、競争秩序の迅速な回復を図ることが公正取引委員会に求められているところでございます。ただし、独占禁止法違反行為の実態解明はなかなか容易なものではございません。

11 ページの右上の実態解明の困難性に記載してありますとおり、独占禁止法違反行為のほとんど、特にカルテル等につきましては、事業者が違反行為の存在を示すような資料は極力作成しない傾向にございますので、もともと物証が乏しい。また、違反をはっきりと示すような物証がもしあれば、極めて重要でございますが、そういうものはなかなか得られないし、また、断片的な物証もそう多くは得られないという特徴がございます。

また、課徴金の算定や課徴金減免制度の説明でも触れましたとおり、日本におきましては欧米と異なり、調査への協力・非協力、提出された証拠の価値等を裁量的に判断して課徴金額を決定するなどの仕組みにはなっておりませんので、違反被疑事業者には当委員会の調査に協力するインセンティブが働かず、事業者側が自発的に違反行為の内容を示す証

抛等を提出することも通常は考えられないところでございます。

課徴金減免制度がそれを一部補っておりまして、違反の発見・解明のための重要なツールとして機能はしているところでございますが、それだけで十分な実態解明が行えるというほどに強力な仕組みにはなっていないというのが現実でございます。公正取引委員会としては、減免申請時点で得られた情報だけで違反行為の詳細な全体像の解明、立証に足りるということはまずございませんので、減免申請者には申請後も更に深い協力、つまり前に説明いたしましたように、EUで条件とされているような継続的かつ迅速で誠実かつ全面的な協力。こういったものを期待したいところでございます。

しかしながら、先ほど課徴金減免制度を御説明したときに申し上げましたとおり、我が国の課徴金減免制度はそのような協力を動機づけるような仕組みにはなっておりません。課徴金減免申請者でありまして審判請求を行う事例もあることなどに見られますとおり、実際にも違反行為の立証に十分な協力を得ているとは言い難い状況でございます。そのため、公正取引委員会としては現行の調査権限等を駆使して違反行為を立証していく必要がございまして、立入検査、供述聴取等の調査権限が十分に機能することが不可欠というような状況になってございます。

このページの下の方に立入検査、審尋・供述聴取とありますが、まず立入検査について具体的に申し上げますと、違反行為を行っている者が違反行為の存在を示すような資料を所持している場合、当該資料は違反行為の立証にとって極めて重要なものとなり得るわけでございますが、公正取引委員会が調査を開始したということが分かれば、当該資料は直ちに処分されてしまうということになります。そのため、公正取引委員会が調査を開始する際に、事業者に予告することなく立入検査を行うことにより、そのような直接的な証拠を収集する必要性は極めて高いものということができます。

また、直接的な証拠とまでは言えない関連資料でございまして、他の資料とつなぎ合わせるなどによりまして、立証に資することにはなりますので、このような関連資料につきましても立入検査の際に幅広く収集する必要性が高いということでございます。

さらに、資料右下のボックスにありますとおり、立入検査等で物証を収集いたしましても、それらのみでは違反行為に係る事実関係や収集された客観的情報がその事案において、どのような意味や位置づけを有するのかといったことを判断することは、多くの場合は極めて困難ということでございます。

そのため、違反被疑事業者の従業員等から、自ら経験したこと等の具体的な供述を得て、物証が断片的に示唆していた事実関係の詳細を明らかにすることや、その物証がどのような場面で、どのような意味を持っていたのかなどを明らかにすることが違反行為の立証には必要不可欠ということになっております。供述調書等の証拠が非常に重要ということは、こういったことでございます。

公正取引委員会といたしましては、手続保障の重要性はもとより大いに認識しておるところでございまして、これまでも適切かつ公正な権限行使に努めてきたと考えております

が、今後もその姿勢をいささかも緩めるということはありません。他方、立入検査・供述聴取等の権限を十分に活用・機能させて、ようやくのことで違反行為の立証を行い、法的措置を採り、違反行為を排除して、市場における競争秩序の回復を図っている状況でありますので、いわゆる防御権の導入の是非につきましては、この公正取引委員会による実態解明機能の確保という観点からも慎重な御議論を賜りたいと考えているところでございます。

立入検査とか供述聴取の実効性が仮に損なわれることとなれば、公正取引委員会による独禁法の執行に深刻な影響が生じることになります。事件調査を行う上での実態解明機能を確保した上で、手続保障を図る方法についてのバランスのとれた御議論をぜひこの懇談会ではお願いしたいと考えておるところでございます。

なお、先ほど委員の皆様方から既に多くの様々な論点が出ておるところでございますが、そのような論点につきましては、また後日、公正取引委員会のほうからも考え方等を述べさせていただきたいと考えております。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

なお、本日御出席の予定でありました川出委員におかれましては、急遽御都合により御欠席されるとの連絡がございました。

それでは、ただいまの公正取引委員会からの御説明につきまして、御質問がありましたら、お願いいたします。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 資料の5ページ目の2つのグラフですが、平成23年度の対象事業者数がいずれも山が高くなっておりまして、この理由なり背景を教えてくださいと思います。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 今ちょっと手元に資料がございませんが、恐らく参加事業者が多かった入札談合事件というものが多分ここであったのだと思います。今、具体的な資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど調べて御報告させていただきます。

○宇賀座長 ほかにいかがでしょうか。

及川委員、どうぞ。

○及川委員 御説明をどうもありがとうございました。特に10ページとか、そういった実態解明への調査の手続の流れについて私自身は初めて知ることができ、大変勉強になりました。実施方法の中で、対象者とか場所とか頻度、時間などもいろいろ出てきて、その場でいろいろな御判断がされるのだと思います。例えばですけれども、勤務時間内に聴取を終えるというのは、9時から5時というようなことで各地、そういった統一になっているのか。あるいは休憩や食事時間を確保しているということだと、9時5時の中で休憩と食事以外はずっと調査するとか、あるいは数回というのは何日くらいまでが好ましいとか、いわゆる共通的なマニュアルとか手引というものに基づいて、こういうようなことが行われているかどうかをお教えいただければありがたいと思います。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 お答えいたします。事情聴取を何回するのか、どう

いったタイミングで休憩をとり、食事時間を設定するのかということにつきましては、それぞれ個別の事情に基づいて審査官、又は供述を取られている方の希望というのもあると思いますので、そういったものを踏まえまして、ケース・バイ・ケースで適切に処理しておるということをごさいます、何回呼ぶとか、何時から何時までやって、何時に昼食をとって、次は何時から何時まで休憩をするとか、そういったことを定めたマニュアルというものは存在いたしておりません。

○及川委員 供述人の供述を得て、時間外までいくというようなことを確認した上で調査をやるとか、そういうことについては、マニュアルはあるんでしょうか。必ず確認することとか、チェックリストみたいなものは。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 マニュアルにはありませんが、そういうふうにするということについて、審査官に対して、ちゃんと周知はされているということをごさいます。

○及川委員 分かりました。

○宇賀座長 中川委員、どうぞ。

○中川委員 今、説明された資料の9ページで、行政調査として間接強制調査と任意調査の御説明があったんですけども、令状に基づくものについては、この懇談会では取り上げないという整理なんでしょうか。先ほど榊原委員から、令状の場合はまだしもという御発言がありましたけれども、附則を見ると特にそういう限定はないような気がしたんですが、御確認をお願いしたいと思います。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 今回のこの懇談会における議論の射程というのか、対象ということについて、公取としてはそれを申し上げる立場にはないのでございませが、その平成25年独占禁止法改正法は閣法として出された法律でございまして、その附則第16条の規定自体につきましては、独禁法第47条に基づく行政調査手続の在り方について検討を行うこととされているというふうに、我々としては理解しております。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 事務局から1点よろしいでしょうか。今回その御議論をいただくものについては、事務局といたしましては行政調査手続が対象であると考えてございまして、法律の附則に、事件について必要な調査を行う手続という文言がございませが、これは独占禁止法の法律の中に行政調査権限について置いている規定の条文を引っ張っているものでございませ。当然その事件の大半が行政調査に基づくものであるということもございませるので、行政調査を中心に御議論をいただくということで考えております。

○宇賀座長 ほかにいかがでしょうか。

○舟田座長代理 犯則と行政調査、それは基本的に性格が異なって、犯則の場合は当然、刑事手続に移行するわけですから、例えばさっき言葉が出ましたけれども、自己負罪拒否特権をどうするかというのは、すぐ効いてきてしまうわけです。あとで刑罰がかかるかもしれないと思っていたら、自分に不利なことは言わない。談合しましたか、言いませんと

いうふうにできるわけです。

行政調査の場合には、今の自己負罪拒否特権はありませんから、何でも正直に言わなければいけないはずですよ。今、思い出しましたけれども、今はちょうど確定申告の時期で、自分が去年幾らもらったか、コストが幾らかかったか、これは自分に不利なことであっても出さなければいけないです。隠したり、嘘をついたりするとサンクションがかかる。

それと同じで公取の行政調査については言わなければならない。隠してはいけないというのが原則だと思いますけれども、考えてみると行政調査が始まって、後で犯則手続に移行するといいますか、例外的に1件あったということですけども、そういうおそれを持つと自己負罪拒否特権はありませんと言い切れるのが心配になって、最初からこれは犯則手続に移行しませんということを宣言してくれば、あなたは何でもしゃべりなさいと言える。その辺はどうなるのか、これは今井先生に今後教えていただきたいです。質問というか感想を持ちました。

○宇賀座長 今井委員、どうぞ。

○今井委員 大変難しい問題が初回から出ていると思うのですが、今、舟田委員がおっしゃったように、行政手続と刑事手続は基本的には分かれていると思いますが、御案内のように川崎民商事件の判例に従って、自然人の刑事責任の追及のための資料の取得収集に直結する作用を一般的に有する手続については、憲法第38条第1項の趣旨が及ぶというのが日本の判例でございますので、そういった基準が果たしてここで議論する手続にも及ぶかどうかというのが分かれ目だと思います。

そう考えていくときに、ここで今後議論を整理していかないといけないと思いますけれども、ここでの行政調査は対象が事業者でありまして、刑事責任について言うと自然人であります。両者の責任が同時に問題となり得る局面も出てきますけれども、基本的には今、品川参事官もおっしゃったように、行政調査をここで議論の主体としていて、それは事業者であって、かつ刑罰ではない課徴金等がかかるのが主たる場面であるという整理をした上で議論をいたさないと、途中で自然人が出てきて、また、刑罰がかかってくると大変複雑な話になります。そういう問題が先にあるということは意識しながらも、ここではまず行政調査であり、川崎民商事件の判例の基準が及ばないような類型であるという整理をするほうが、議論のスタートとしてはよいのかなと感じた次第であります。

○宇賀座長 矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 実務家の立場から申し上げますと、供述聴取を取るということについてはいろいろと意見があるのですが、多くの弁護士は刑事手続に移行する可能性があるもので、その場合は黙秘権があるんだと言って交渉するという場面が非常に多くあります。実際に犯則手続に移行した場合には、事業者も個人も刑罰に問われるということもあって、自己負罪拒否特権を行政手続の審査で入れるか入れないかという議論をするのであれば、やはり犯則調査に移行する可能性も前提に議論する必要があり、行政手続だから黙秘権、自己負罪拒否特権はないんだということで議論が収れんしてしまうという懸念があります。



そこのところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○宇賀座長 ほかにいかがでしょうか。

榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 今の矢吹委員の御発言に近いのですけれども、可能性ということですが、実際に経済界の意見を聞いておりますと、取調べの密室の中で犯則事件になる可能性があるということは、普通は弁護士が立ち会っていて、そこでアドバイスをしてくれれば分かりますけれども、通常は分からない。リーニエンシーが得られるかどうかとか、結局、連日呼び出されて、実際にどうなのかは分かりませんが、割り屋とおっしゃられるような、自白を強要するような、自白するまでは連日呼び出されるような実態があるということをお返している企業が結構いるんです。ですから、実際にそういうふうになっているということです。自白するまで呼び出されるそうです。

先ほど実態解明が必要であるということとか、それが非常に難しいという御指摘は分かるのですけれども、だったら幅広に全部何でもかんでも持って行っていいのかとか、呼び出しを毎日、毎日、言うまで呼び出し続けていいのか。マニュアルでも9時5時とかきっちりしたものがないのかどうかは分かりませんが、そこら辺の実態がどうなっているのかを前提に議論をしないと、理論的に可能性があるからということでもいいのですが、実態についてもやはり考えていただきたいなと思ひます。

○宇賀座長 矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 今、公取の御説明もあり、私も申し上げたんですが、行政調査権限の強化ということも1つの論点であろうかと思ひます。今回の改正法附則、それから附帯決議だと事業者の防御の保障ということをお一つ取り上げられているのですが、行政調査権限の強化ということもここで議論するということがよろしいのでしょうか。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 もちろん今回の懇談会のテーマとして、とりあえず与えられておられますのは、行政調査についての防御権についてということでございますが、防御権のみで御議論をいただくことが適当ではないということであれば、そこは視野の範囲がもう少し広がってくるということはあるかと思ひます。

○矢吹委員 ありがとうございます。というのは、防御権で必ず出てくるのは反対側の審査権の強化なので、防御権の制度を導入するためには審査権もある意味では強化しなければいけないということもありますので、質問をさせていただきました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

○舟田座長代理 さっきの点は、最初の立入検査のときにはまだ公取はいろいろな事実をつかんでいませんから、行政調査で入って、しかし、これは刑罰に相当するようなひどいことだと思つたら、早い時期に移行する。そうでなかったら、その場で立法政策上、これは犯則には移行しないと宣言する。そうするとさっき今井委員がおっしゃったように、これはもう純粹に行政調査ということでお一貫するわけですね。それをどこかで決めておかない

と、さっき矢吹さんがおっしゃったように、いつまでも弁護士としては危ないから言うなということが効いてしまう。それでは審査が進まないで、どこかで決めておかなければいけないのではないかという感想を私は持っています。

もう一つ、今、出てきた目的ですけれども、防御権のことと審査の都合。私は審査の都合というよりは、真実の解明といいますか、あるいは国民の目に違反行為がきちんと分かることという意味での適正手続が目的なのではないかという気がしております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。中川委員、どうぞ。

○中川委員 今の話につきまして、2点申し上げます。

1つは、附則が行政調査しか入ってこないというのは、私はそうは読めないと思います。必要な調査を行う手続についてということで、その他の行政手続との整合性、防御権と書いてありますが、行政調査が犯則調査を含まないというのは、それはそういう用語法もありますけれども、逆に、行政機関が行う以上は全て行政調査という用語法も行政法では普通に使います。もちろん、附則をつくるときの公取委側の含意はそうだったということはあるかもしれませんが、この条文だけを見ますと、これは間接強制調査に限定した議論でなければならないというのは、私は非常に納得ができない解釈だと思います。これが1点です。

他方で何人かの方から御発言があったかもしれませんが、余り広げると議論が混乱するというのは確かでありますので、そこは適宜制限する必要があるかと思っておりますけれども、やはり犯則調査に移行する可能性がある以上は、これはその可能性も含めて考えなければいけないというところは疑いのないことだと思いますので、そういった意味で間接強制調査に限定して、これだけ考えるということはやっていただきたくないと思います。

射程ですけれども、調査権限の強化もあるのかというお話が出ました。この附則からするとそれも有り得るのだろうなと思います。その際に方法として、例えば今は調査拒否に対する罰則だけですけれども、一部の法律で規定がありますが、調査に応じないとその部分について立証責任の転換といいますか、法令違反があったとみなすという条文の例があります。これは非常に強烈的な方法です。一部の法律でありますけれども、そういうこともここは含めて議論し得るのではないかと考えましたので、一言申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 今の中川委員の御意見と特に変わるものはないのですが、今日が最初ですので、附則をここでどういうふうに私たちが受け止めるかということで、改めて意見を申し上げますと、事件関係人が十分な防御を行うことと書いてありますが、先ほども申しあげましたように、その事件関係人の中には自然人もいれば、自然人と法人も含むところの事業者もいる、ということでもあります。

また、防御というときには、自然人について言うと刑事罰もあり得ますし、事業者につ

いては行政上の課徴金等がかかってくると。課徴金のほうは、これは刑罰ではございませんので、自己負罪拒否特権というものの理解にもよりますけれども、基本的にはその問題にはならず、手続的な対応の公平性という問題しか出てこないと思いますが、こういうふうに刑罰と刑罰でない制裁が併存しています。そういったそれぞれの制裁に応じて主体の違いも踏まえて、この附則をどういうふうに読んでいくか。そうしますと、大きく2かける2で4通りのパターンがあるのかもしれませんが、そのあたりを一つ一つの議論の段階において、今、誰に対する如何なる制裁について議論しているのかを意識してなさっていたほうがいいのかなどと思いました。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

泉水委員、どうぞ。

○泉水委員 今回の附則の射程のお話でありますけれども、私なりの読み方をしますと、附則の2行目に、「我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ」となっておりますので、やはり比較するのは行政手続だと考えられますので、附則の素直な読み方としては行政手続なのだろうなと思います。

また、この附則自身は審判制度廃止に伴う法改正に関するものですから、審判制度は当然、行政手続でございまして、犯則手続に関わらないと思われまますので、そういう意味で行政手続について言っているのかなと思っております。ただ、先ほどから出てきておりますとおり、当然、行政調査が犯則手続に移行する可能性があり、現にそういう例もあるわけですし、事業者あるいはとりわけ個人については重要なものになってくると思いますので、当然、犯則手続というのは射程に入れながら議論をしていかななくてはいけないと思っております。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題でございまして、懇談会の進め方等について議論をしていただきたいと存じます。案を作成しておりますので、事務局から懇談会の進め方の案について、御説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 お手元の資料6を御覧いただきたいと存じます。懇談会は平成26年2月の第1回というのが本日入っております。年内に懇談会としての一とおりの結論を得たいと考えてございますので、それを念頭に進め方として案をお示しさせていただいております。

とりあえず第2回以降は3回ほどヒアリングを行わせていただきたいと考えてございます。対象といたしましては、経済界、法曹界あるいは学識者、他省庁ということも考えておりました、最後に公正取引委員会からヒアリングを行うということを考えてございます。

その後、5月くらいに第5回ということで論点整理のための御討議をいただきたいと考

えてございます。ここで一応論点を整理いたしまして、こういう論点について、今後、懇談会として検討をするという方向性をお出しいただきたいと考えておりました、この論点を意見募集ということで書いてございますが、パブリックコメントに付して広く各界の意見を聞きたいと考えてございます。

その後、6月から7月にかけて、このパブリックコメントの意見の締切りの関係等がございますけれども、いずれにせよ、このパブリックコメントの意見も踏まえた形で御議論を何度かいただきまして、その後、夏休みを挟みまして、9月くらいに更に自由討議をさせていただく。この自由討議の頃に、またもう少しヒアリングが必要だということであれば、それは適宜入れていただくということを考えております。

その後、秋から冬にかけて、報告書の取りまとめということで考えてございます。もちろん、ここは第10回までという念頭で考えておりますけれども、回数につきましてはそれぞれのタイミングで複数回開催するということも必要に応じてはあり得ると考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**○宇賀座長** それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見のある方は自由に御発言をお願いします。

なお、私から1点、本日御説明をお願いいたしました公正取引委員会につきましては、第2回の会合以降におきましても、質問があったときの対応とか、あるいは事実関係の説明のために、公正取引委員会の事務方に出席をしていただいておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○宇賀座長** ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、資料6、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いします。

及川委員、どうぞ。

**○及川委員** もし御検討をいただけるなら、ということですが、中小企業の現場に行きますと、公取委が調査に入ったときに、例えば銀行の支店長とちょうど重要な資金繰りの話をしているときに入って、お昼のニュースを見たら、もうそのことがNHKに流れていたと。このテレビで映ったんですよとか、この場のソファーにいたんですよとか大変臨場感のある、説明があります。

もしヒアリングでこの場ということもあると思いますけれども、もしお時間等が許すことがあれば、ぜひ先生方に中小企業の現場の中で、こちらから出向いてヒアリングをするという機会も、御検討をいただければ、ありがたいと思っております。

**○宇賀座長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。三村委員、どうぞ。

**○三村委員** 今日の論点は大変勉強になって、ありがとうございます。1つ、先ほどの話

とも関係するのですけれども、例えば非常に多様な状況の中でこの議論が行われなければいけない。更に公正な取引、例えば中小企業ということですから、やはりそこにおける実態というものをもう少し明らかにするような過程で、このヒアリングの中に組み込んでいただくのが、私は非常に適切だと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 この資料6には、経済界とか法曹界とかヒアリングの候補の属性が書かれているので、既にそういう御準備をされているのかもしれませんが、ぜひお願いをしたいと思うのが、経済界からのヒアリングであるとか、法曹界のヒアリングであっても、例えば個別の会社であるとなかなか言いにくいということがございますので、団体が望ましいのではないかとことです。それから、法曹界の場合、矢吹委員も弁護士ということで日弁連からも意見書は出るのかもしれませんが、それ以外の弁護士についても複数のクライアントの立入りの状況とか取調べの状況をよく御承知だと思いますので、特定の個社に特化せず実態を説明していただけるのではないかと思いますので、資料2の事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点からという記載のところの検討を行うようにするという目的のためにも、多くの事件を処理されたことがある弁護士の方から実態などをお聞きしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 ここにヒアリングをこの後3回やってくださるということです。附則と附帯決議のところに書かれている諸外国の事例というふうにもありますので、そのあたりは今日の公正取引委員会さんの資料にも概要が書いてありましたけれども、私自身は非常にその法的知識もございませんし、産業界の実態も具体的には存じ上げませんので、そのあたりが分かるように。それから、諸外国の事例も具体的に分かるようにということで、ぜひヒアリングをお願いしたいと思います。

例えばここに書いてある経済界の方、法曹界の方、学識者の方、様々な御意見があると思います。特に学識者の方もそのお立場や専門性からいろいろな御意見があると思いますので、より広い意見交換ができるように、しっかりした背景を学べるような形で人選をお願いしたいと思っています。

ちなみにここに書かれている他省庁は、恐らく他の行政手続との整合性というところでここに書かれていると思いますが、今、候補としてはどんなところが上がっているかを教えていただければと思います。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 まだ今の時点で確定というわけではございませんけれども、他にも行政調査権限を持っている省庁といたしましては、国税庁や金融庁といったところが考えられるかと思っております。

○宇賀座長 川島委員、どうぞ。

○川島委員 先ほど榊原委員から、多様な話が聞けるようにというお話があったと思います。冒頭の自己紹介のときにも、防御と言った場合に会社の防御と個人の防御の2つの立場があるのではないかと申し上げました。その後者の面からも、法曹界、弁護士の方からどうあるべきかといったような話が聞けたらと思っていますので、その点の御検討をお願いしたいと思います。

○宇賀座長 矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 2つお願いしたいのですが、1つは先ほどの諸外国の事例を参考にしてと申し上げた点です。今回議論になります弁護士依頼者秘匿特権とか弁護士の立会いの問題は、諸外国の実務をよく知り、それを参考にしないといけないと思います。ですから、公正取引委員会からも情報をいただくと同時に、やはり外国の専門家から直接お聞きできるという場があると、実態的によく分かると思います。私どもは例えば先週、カルテルワークショップがローマでありましたけれども、そういう会議に行くと実態がリアルに分かります。そういう実際の状況を聞かないと、なかなか弁護士依頼者秘匿特権でも、その立会いの問題でも肌で分かるのが難しいのではないかと思いますので、もし可能であれば、そういう方を呼んでいただきたいと思います。

日本にも独禁法専門のEUの弁護士がいたり、なかなかアメリカで反トラスト法の専門家で日本にいるという人は少ないのですが、日本語ができる人もいますので、そういう人も御紹介できますので、ぜひ検討してください。

もう一つは、日本の弁護士も手続では個人の従業員を代理している弁護士も多いので、今おっしゃるように多様な経験をしている弁護士を複数呼んでいただくことをお願いしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大沢委員、どうぞ。

○大沢委員 先ほど犯則調査の件が出ましたけれども、そういった点からも、ここで法曹界とありますが、恐らく法務省の方からもお話を伺うことがあるかと思いますが、やはりその後の告発ということで、検察と公取というはある程度いろいろと関係が深いと思いますので、来ていただく方には実務というか、そういった現場の状況をよく分かる方の話も一応聞いておいたほうがいいのではないかと思いますので、申し上げる次第です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今井委員、どうぞ。

○今井委員 矢吹委員のおっしゃったことに関連してですが、弁護士秘匿特権等について海外の弁護士さんと呼ぶというのはとてもいいアイデアだと思いますが、その際に可能であれば、予算の関係や日数の関係があるのでしょうか。国によって随分この概念も多様ですので、公平さを保てるような人選をぜひ、矢吹先生の御意見なども伺って、なされたほうが、ここでの有効な議論になるかなと思った次第です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は長時間にわたりまして、活発に御議論をいただきまして、ありがとうございます。先ほど出ました、この懇談会での射程について、今日はいろいろな御議論をいただきましたので、それを踏まえて整理をさせていただきたいと思います。

今後の進め方につきましては、次回から3回ほどヒアリングを行って、この懇談会で検討すべき論点の洗い出しを図っていったらどうかと思います。具体的に次回の会合では、経済界、法曹界等から公正取引委員会の審査手続についての意見をお話いただくということにしたらどうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○宇賀座長** それでは、そのように進めたいと思います。委員の人選につきましては、今日いろいろな御意見を伺いました。次回3回以外にも追加のヒアリングということもございますので、今日いただいた御意見を踏まえて、人選について事務局とも相談をして検討したいと思いますが、次回の会合でのヒアリングの人選につきましては、今日いただいた御意見を踏まえまして検討いたしますので、私に御一任をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○宇賀座長** ありがとうございます。

本日の会合の概要につきましては、事務局からプレスに対して説明することといたします。また、本日の会合の議事概要につきましては、事務局において作成しまして、近日中に公表させていただきます。別途、議事録を作成いたしまして、こちらについては委員の皆様にも御確認をいただいた上で公表することとしたいと存じます。

最後に次回の日程について、事務局から御説明をお願いします。

**○品川独占禁止法審査手続検討室参事官** 次回の日程につきましては、3月の開催をさせていただきたいと考えておりますけれども、改めて皆様から御都合をお伺いした上で、できるだけ多数の方が御参加をいただける日程を調整させていただきたいと考えてございます。具体的な日程につきましては、ヒアリングの対象者の都合もございまして、そちらも調整した上で後日御連絡させていただくということにさせていただければと思います。

**○宇賀座長** ほかに何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。これにて終了いたします。